

平成23年度
京都府介護支援専門員
更新研修【専門研修〈課程Ⅱ〉】開催要綱

1. 趣 旨

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講が課されることとなりました。定期的に研修受講の機会を設け、介護支援専門員としての必要な知識及び技術を改めて習得し、専門職として能力の保持・さらなる向上を図ることを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日付け老発第0615001号)」に基づき開催します。

2. 主 催 京都府

3. 実施団体 社団法人 京都府介護支援専門員会

4. 受講対象者

次のいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程(4日間)に参加できる方

(1) 更新研修対象者

- ◇ 介護支援専門員証の有効期間が平成24年12月31日までに満了し、その有効期間中に介護支援専門員として実務に従事、又は実務に従事していた経験を有する方(実務経験の期間の長短は不問)
- ◇ 京都府で登録の方は8桁の登録番号の頭4桁が「2606」で始まる方
- ◇ 更新のためには、専門研修〈課程Ⅰ〉、〈課程Ⅱ〉をいずれも修了していることが必要です。

(2) 現任研修対象者

- ◇ 介護支援専門員として実務に従事している者であって、就業後3年以上の方
 - ◎ 専門研修〈課程Ⅰ〉を未修了であっても、受講することは可能です。
 - ◎ 既に介護支援専門員証の更新をされた方も、現に実務に従事しており、就業後3年以上であれば、受講することができます。
- ◇ 本研修は(1)の更新研修対象者を優先といたしますので、(2)の現任研修対象者で申込をされた方は定員の関係上、受講できない場合がありますので、予めご了承願います。

5. 研修内容

具体的な研修の実施の考え方、各課目の主な目的、内容等については、以下のとおりです。

なお、④から⑦の課目については、④及び⑤、又は⑥及び⑦のどちらかの組み合わせを受講していただきます。各組み合わせと研修コースは、以下のとおり対応しています(別添日程表参照)。

- ・ ④及び⑤(居宅系)→A～C、Eコース
- ・ ⑥及び⑦(施設系)→Dコース

研修課目	目的	内容	時間数
①介護支援専門員特別講義	ケアマネジメントに対する理解・認識を深める。	ケアマネジメントと介護支援専門員をめぐるトピックな課題等を学ぶ。	講義2時間
②サービス担当者会議演習	サービス担当者会議の運営方法、職種間の連携方法に習熟する。	複数の職種の参加を得て、模擬サービス担当者会議を行い、自己・相互評価を通して効果的な会議運営方法とチームケアの方法を学ぶ。	演習3時間
③介護支援専門員の課題	介護サービスとケアマネジメントの課題を踏ま	介護保険制度等を巡る諸課題及び介護支援専門員の基	講義3時間

	え、介護支援専門員の基本姿勢を再確認する。	本姿勢・役割等についての講義等。	
④「居宅介護支援」事例研究	自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。	居宅サービス計画の事例を取り上げ、作成プロセス、具体的なアセスメント手法等について学ぶ。	講義6時間
⑤「居宅介護支援」演習	支援困難事例を含む多様なケースを課題分析し、居宅サービス計画の作成に習熟する。	作成した居宅サービス計画を持ち寄り、相互に意見交換しながら課題分析の方法、計画作成のポイント等を学ぶ。	演習6時間
⑥「施設介護支援」事例研究	自立支援、利用者本位の観点に基づく施設サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。	施設サービス計画のポイント、施設介護における日常的な介護と計画との関連等全体の流れを理解する。	講義6時間
⑦「施設介護支援」演習	生活の質の向上及び継続性、在宅復帰の可能性等の施設特有の課題分析と施設サービス計画の作成に習熟する。	作成した施設サービス計画を持ち寄り、相互に意見交換しながら施設サービス計画作成のポイントを学ぶ。	演習6時間

6. 総定員 400名（開催会場により定員が異なります）

7. 研修期日・会場

詳細は別添の日程表・地図をご参照ください。

- ◇ 更新研修対象者はA～Dの4コースより必ず第3希望まで選択してください。
- ◇ 現任研修対象者の方はA～Eの全5コースより必ず第3希望まで選択してください。
- ◇ C居宅南部②コースにつきましては、定員に満たない場合、開催を取りやめる場合があります。
- ◇ E居宅南部③コースにつきましては、現任研修対象者のみといたしますので、更新研修対象者は選択できません。

8. 受講料 10,000円

- ◇ 期日までに、指定の口座への振込にてお支払いください。振込手数料は各自でご負担願います。
- ◇ 口座番号及び期日は後日送付する受講決定通知に記載いたします。
- ◇ 一旦振込みをされた受講料は理由の如何に関わらず一切返金いたしません。

9. その他

(1) 申込について

- ◇ 別添の受講申込書に必要事項をご記入の上、介護支援専門員証の写しを添付し、社団法人京都府介護支援専門会事務局まで、必ず郵送にてご提出ください。
- ◇ 申込期限は、5月6日(金) [当日消印有効] です。FAXでの受講申込や書類不備、及び5月7日(土)以降の消印のものは、如何なる理由があっても受付いたしません。
- ◇ 受講申込書が不足する場合は、コピーしてかまいません。
- ◇ 手話通訳など配慮の必要な事項がある場合は、受講申込書の備考欄に予め記載してください。
- ◇ 虚偽による申込をされた場合、受講を認めません。また、介護保険法第69条の39の規程に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。

(2) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告等、本研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用させていただきます。申込時にご提出いただいた書類の返却はいたしません。なお、参加者名簿に氏名・事業所名を記載いたします。

(3) 受講の決定について

申し込まれた方には、5月16日(月)までに【受講決定通知】または【受講不可通知】を送付します。各コース初日の1週間前までに届かなかった場合は、下記事務局までご連絡ください。

(4) 昼食について

各自で予めご用意願います。
(当会では昼食の斡旋等はいたしません)

(5) 研修の修了証書について

全ての課目を修了した方には、修了証書を交付します。一部課目でも欠席・遅刻・早退があった場合は、修了を認めませんので、ご注意ください。

<研修に関する問い合わせ・申込先>

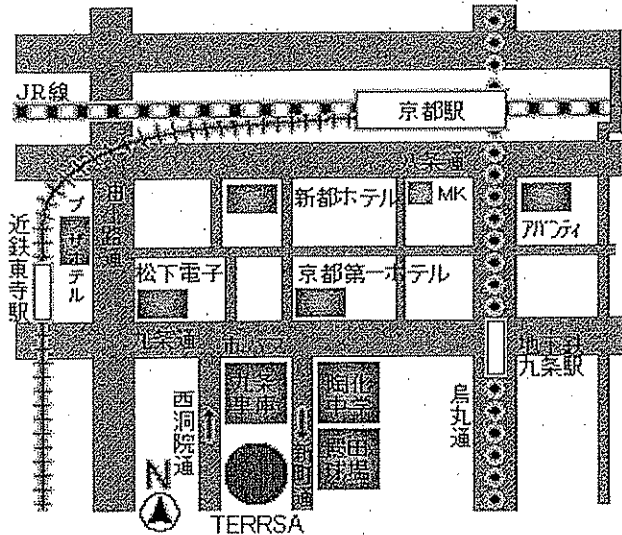
社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都7階

TEL 075-254-3970 E-Mail: info@kyotocm.jp

会場のご案内

京都テルサ

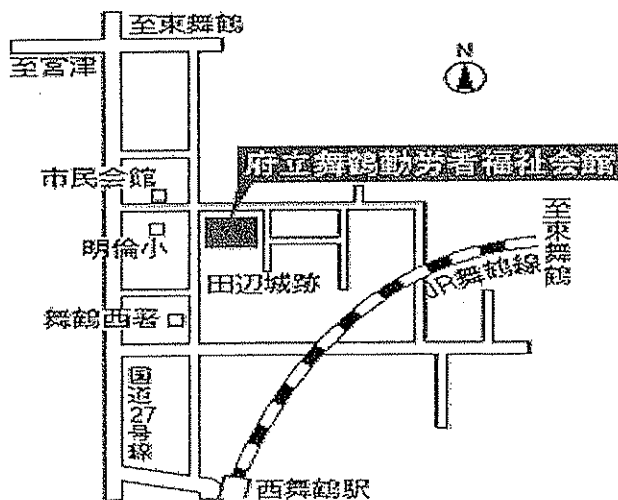


【京都テルサ】

京都市南区東九条下殿田町70
電話075-692-3400

JR京都駅(南北自由通路八条口)
より徒歩10分
近鉄「東寺駅」より徒歩5分
地下鉄「九条駅」より徒歩5分
市バス「九条車庫」すぐ

府立舞鶴勤労者福祉会館



【府立舞鶴勤労者福祉会館】

舞鶴市字田辺1番地
電話0773-77-1212

JR「西舞鶴駅」下車 徒歩10分
バス「本町」下車 徒歩2分

平成23年度京都府介護支援専門員更新研修(専門研修課程Ⅱ)日程(予定)

コース	月日	時間	科目	研修施設	会場
A A居宅北部 (定員80名) 4日間	5月23日(月)	13:00~18:00	サービス担当者会議演習・事例研究(5時間)	舞鶴勤労者福祉会館 (20時間)	多目的ホール
	5月24日(火)	10:00~17:00	事例研究(6時間)		
	5月25日(水)	10:00~15:00	事例研究(4時間)		
	5月27日(金)	10:00~16:00	特別講義・介護支援専門員の課題(5時間)		
B B居宅南部① (定員80名) 4日間	6月6日(月)	10:30~16:30	特別講義・介護支援専門員の課題(5時間)	京都テルサ (20時間)	ホール セミナー室
	6月14日(火)	13:00~18:00	サービス担当者会議演習・事例研究(5時間)		
	6月20日(月)	10:00~17:00	事例研究(6時間)		
	6月21日(火)	10:00~15:00	事例研究(4時間)		
C C居宅南部② (定員80名) 4日間	6月6日(月)	10:30~16:30	特別講義・介護支援専門員の課題(5時間)	京都テルサ (20時間)	ホール 大会議室 セミナー室
	6月27日(月)	13:00~18:00	サービス担当者会議演習・事例研究(5時間)		
	6月28日(火)	10:00~17:00	事例研究(6時間)		
	6月30日(木)	10:00~15:00	事例研究(4時間)		
D D施設 (定員80名) 4日間	6月6日(月)	10:30~16:30	特別講義・介護支援専門員の課題(5時間)	京都テルサ (20時間)	ホール セミナー室
	6月22日(水)	13:00~18:00	サービス担当者会議演習・事例研究(5時間)		
	6月23日(木)	10:00~17:00	事例研究(6時間)		
	6月24日(金)	10:00~15:00	事例研究(4時間)		
E E居宅南部③ (定員80名) *現任研修対象者限定 4日間	12月8日(木)	10:00~16:00	特別講義・介護支援専門員の課題(5時間)	京都テルサ (20時間)	セミナー室
	12月9日(金)	13:00~18:00	サービス担当者会議演習・事例研究(5時間)		
	12月13日(火)	10:00~17:00	事例研究(6時間)		
	12月14日(水)	10:00~15:00	事例研究(4時間)		

平成 23 年度京都市介護支援専門員更新研修【専門研修〈課程Ⅱ〉】
受講申込書

1. 要綱をよくお読みの上、下記空欄に必要事項をもれなくご記入下さい。

ふりがな	〒 _____				電話	
申込者氏名	自宅住所				FAX	
介護支援 専門員番号					生年月日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 平成
勤務先名称	基礎資格				電話	
	勤務先所在地				FAX	
介護支援専門員としての勤務状況	現任 ・ 非現任				介護支援専門員証の有効期間満了日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
平成23年度の主任介護支援専門員研修を受講する予定がある	はい ・ いいえ				介護支援専門員としての実務経験	約 _____ 年 _____ 月 _____ 日
備考						

2. ご希望のコースを第1希望から第3希望まで、数字でご記入下さい。

(更新研修対象者はA～Dより、現任研修対象者はA～Eより、それぞれ第3希望まで選択)

	A 居宅北部	B 居宅南部①	C 居宅南部②	D 施設	E 居宅南部③
希望順に1～3までを記入					

※ 申込は必ず郵送で、介護支援専門員証の写しを添付してください。

第9 罰則等

法には、次のような介護支援専門員の罰則等が規定されております。

(1) 報告、指示又は命令（法第69条の38）

- ① 都道府県知事は、必要な報告を求めることができる（第1項）。
- ② 都道府県知事は、第69条の34（義務）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるように命ずることができる（第2項）。
- ③ 都道府県知事は、前項の規定による指示又は命令に従わない場合は、1年以内の期間を定めて、業務を行うことを禁止することができる（第3項）。

(2) 登録の消除（法第69条の39）

① 義務的消除（第1項、第3項）

ア 成年被後見人又は被補佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 保健医療福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 不正の手段により、介護支援専門員の登録を受けた者

オ 不正の手段により、介護支援専門員証の交付を受けた者

カ 業務禁止の処分に違反した場合

キ 介護支援専門員証の交付を受けずに業務を行った場合

② 任意的消除（第2項）

ア 法第69条の34～37までの規定に違反した場合

イ 都道府県知事より報告を求められて報告せず、又は虚偽の報告をした場合

ウ 都道府県知事の指示又は命令に違反し、情状が重い場合